

海外情報

ドイツ、株主の物理的出席を認めないバーチャル総会を一時的に認める特別法を制定

——二〇二〇年に開催される株主総会のみの特例措置——

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ドイツでも、集会の制限などさまざまな感染拡大防止措置が講じられている。これに伴い、株主総会を通常どおり実施することが困難になるなど、株式会社をはじめとする会社の活動にも重大な影響が及ぶことになる。そこで、ドイツでは、株主の物理的な出席を認めないバーチャルな株主総会を許容するなど各種の規制緩和を一時的に認める特別法が制定された(民法、倒産法および刑事手続法における新型コロナウイルス感染症の流行の結果の緩和に関する法律)。同法は二〇二〇年三月二七日に成立し、即日公布され、翌二八日から施行された。同法によれば、①株主総会の全過程を画像・音声で継ぎ、②株主が電子的通信手段による議決権行使(電子投票もしくは電子出席)または代理人による議決権行使をすることができ、③株主が電子的通信手段により質問をすることができ、④②により議決権を行使した株主に対し、出席要件の部分を除いて株主総会に出席した株主の場合と同様の要件(株式会社法二四五条一号参照)で、株主総会決議の取消しの訴えを提訴する可能性を認める、という条件の下で、株式会社取締役は、株主総会を株主または株主の代理人の物理的な出席のないバーチャルなものとして開催することを決定することができる(株

式会社法、欧州会社および保険相互会社にも準用)。この場合に、株主の質問について取締役の回答義務を緩和したり、質問の事前提出の義務づけを可能にしたりすることや、技術的障害による株主の権利行使不能を理由とする株主総会決議の取消しの制限なども規定される。ドイツでは、現行の株式法においても、出席型を含むハイブリッド型バーチャル株主総会が明文で認められ、その実例もある。今回の特別措

置は、その延長線上で、しかしハイブリッド型とは異なり株主の物理的出席を拒むために一定の条件を付けるものである。なお、今回の特別法の下でも、全出席者がテレビ会議で参加するような完全バーチャル型は想定されず、少なくとも取締役や総会議長、また株主総会に同席し議事録を作成する公証人は同じ場所に集まることになるものと考えられる。

以上は、二〇二〇年に開催される株主総会のみの特例措置であるが、新型コロナウイルス感染症の流行状況次第では、規定の効力は二〇二一年末まで延長され得る。(小珠)

米SEC、定時株主総会の実施に関するガイダンスを公表

——新型コロナウイルス感染拡大を受けた対応——

米国証券取引委員会(SEC)は、三月一三日、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により株主総会の日時・場所の変更や、「バーチャル株主総会」の開催を検討する企業が增える中、連邦証券法のプロキシガイドンスに関するSECスタッフのガイダンスを公表した。

すでに委任状勧誘資料を郵送・ファイリングしている企業が日時・場所を変更する場合、当該変更を株主に通知する必要があるが、ガイダンスは、①当該変更に係るプレスリリースを行い、②①を追加の勧誘書類としてSECにファイリングし、③プロキシサービスプロバイダー等の中間業者や証券取引所等の他の市場参加者に、かかる変更を通知す

るため必要な手続をとった場合には、追加の勧誘書類の送付や委任状参考資料の修正を行う必要はないことを明らかにしている。確定版の委任状参考資料の郵送・ファイリングが未了の企業においては、COVID-19により日時・場所の変更があり得る旨の開示を検討すべきとしている。「バーチャル株主総会」(バーチャル・オンリーまたは実開催とバーチャル開催のハイブリッド)の可否は一義的には、州法およびそれに基づく会社の定款・付属定款等の定めによる。連邦証券法にバーチャル株主総会を直接的に制限する規定はなく、SECは、州法がバーチャル株主総会を許容する場合に、株主総会を実際で開催するかバーチャル開

催とするかの決定権限は経営陣にあるとの立場をとってきた。ガイダンスでは、これらを前提にしつつ、連邦証券法上の観点から、企業がバーチャル株主総会の開催を決定した場合、アクセスや決議の方法等の詳細を適切かつ明確に開示することが期待されるとしている。また、確定版の委任状参考資料の郵送・ファイリングが未了の企業においては、それらの情報は確定版の委任状参考資料等に記載されるべきであり、確定版の委任状参考資料の郵送・ファイリングをすでに行っている企業においては、前述した日時・場所変更と同じ手順をとる場合、「バーチャル株主総会」に変更することのみをもって、追加の勧誘書類を郵送する必要はないとしている。

また、米国一九三四年証券法規則一四a(1)(h)は、株主提案を行った株主は株主総会に出席しなければならないが、「正当な理由」(good cause)なく株主総会を欠席した場合は、会社はその後二年間、当該株主の提案議案を委任状勧誘資料に載せなくてよいとしている。今回のガイダンスでは、COVID-19のために会場まで足を運ぶことができないことが「good cause」になるとの見解が示されている。SECは、三月四日にも、所定の要件を満たすことを条件としたファイリング期間の延長措置を行っている。今回のガイダンスは、新型コロナウイルスの勃発により米国内上場企業が直面するディスクロージャーやレポーティングの問題へのSECの対応の一環であるといえる。(森詩)